

油政連かながわ

第 24 号

令和 5 年 2 月 1 日 発行

発行所
横浜市中区万代町 3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-228-8757

公正取引の実現・SS供給網維持・政治支援の獲得

神奈川県石油政治連盟

会長 大庭 大



当油政連会員の皆様には日頃より組織活動に格別なご支援、ご協力を賜り、今年度も多くの成果を上げることができました。心より御礼申し上げます。

令和 4 年は、長引く新型コロナウイルスの感染拡大の環境に加え、2 月にはロシアによるウクライナ侵攻があり、3 月には 1 バレル 120 ドルを超えて約 10 年ぶりの高水準に達し、さらに円安の進行で原油価格が高騰する環境での厳しい経営となりました。

また一昨年後半から上昇していた原油価格への対応として「燃料油激変緩和対策事業」が 1 月から始動しました。補助金がなければガソリン価格はピーク時に 200 円を超えており、国民の生活と石油販売業者の経営に大きな影響を及ぼすことになりました。

新型コロナウイルスの変異株による感染拡大、カーボンニュートラルによる脱炭素への動き、原油価格の乱高下による小売市場価格の混乱という状況下で、私たち石油販売業者は国民の生活と経済を支える社会インフラとしての使命、災害時に命を守る「最後の砦」としての使命を負いながら経営するため、国民の生活のライフラインとしての SS の経営を存続させることができる油政連活動を展開していかなければなりません。

毎年全石連・油政連・石油連盟が一体となって開催している「石油増税反対総決起大会」は 11 月 16 日にコロナ感染防止に配慮し、出席者を減らして開催しました。大会後、当油政連では神奈川県選出議員 9 名に対し、「さらなる石油増税や炭素税の導入には絶対反対!」、「自動車用エネルギーへの不公平な課税を許すな!」、「これ以上ガソリンスタンドを減らすな!」を要望しました。

また、昨年は自民党石油流通議員連盟への働きかけの成果として、公正取引委員会が 13 年ぶりにガソリン不当廉売ガイドラインを改定し、総販売原価のより精緻な把握などが加えられたことにより、不当廉売の実効性が強化されました。

引き続き当油政連は、全石連・全国油政連との連携を強化し精力的に活動続け、正常な市場確保に向けた環境の整備、社会的地位の向上を目指してまいります。

一人でも多くの方が、油政連に参加いただくことで、より良い経営環境を実現する活動ができます。未加入の方におかれましては、油政連活動の趣旨をご理解賜り、是非ともご加入いただけますようお願い申し上げます。ご加入の皆様には、益々のご協力を重ねてお願い申し上げます。

石油増税反対総決起大会

増税反対！公平な課税訴え！



コロナ感染防止のため、出席者を絞って開催しました



大会決議を満場一致で決議し、シュプレヒコールを上げました

全国石油政治連盟（西尾恒太会長）、全石連（森洋会長）、石油連盟（木藤俊一会長）は11月16日、「石油増税反対総決起大会」を開催しました。新型コロナウイルス感染防止のため人数を例年の3分の2程度に抑え、全国の石商理事長・油政連会長など業界関係者約320人が参集しました。

来賓には、自民党石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長をはじめ、自民党税制調査会の宮沢洋一会長、公明党税調の西田実仁会長ら109人の与党議員が出席。消費者の税負担抑制と石油サプライチェーンの維持強化に向け、政府・国会に増税絶対反対と液体合成燃料の社会実装化の加速を訴えました。

主催者を代表し森会長があいさつ、鈴木康公石連副会長と出光泰典全石連副会長が意見開陳し、西尾油政連会長が読み上げた大会決議を満場一致で決議、佐藤義信全石連副会長の発声でシュプレヒコールを上げました。

また、大会後は参加者が地元選出国會議員を歴訪し決議の意義を陳情しました。

13年ぶりにガソリン不当廉売 ガイドラインを改定

総販売原価のより精緻な把握で さらなる実効性を確保

ガソリン等の廉売を巡っては、大手流通業ＳＳや大手ＰＢＳＳ、多店舗展開を行っている大手販売者などによる、乱売競争が各地で散見されるほか、廉売行為が常態化するなど、周辺の地場業者の経営を著しく悪化させ、廃業・撤退に追い込まれるケースが相次ぐなど、長年の懸案事項となっており、全石連は自民党石油流通問題議員連盟会合の場で、こうした不公正競争の実態について訴え、独占禁止法上の不当廉売の厳格な運用を求めてきました。

これを受けて公正取引委員会は、ＳＳにおけるガソリンなどの公正な競争を促す『ガソリン不当廉売ガイドライン』の改定案を作成し、改定案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施を経て、11月11日に公表・施行しました。

今回明記された主な項目は、①ガイドラインに売上高、売上総利益、利用割合など経費の配賦基準を例示する②総販売原価に本社経費や人件費などが入ることを明確化する③重要なコスト項目である可変的な経費にクレジットカード手数料負担などを追加する④影響要件を満たす事例などをガイドラインに例示する⑤大規模な事業者（月間750キロリットル以上）や繰り返し事案で、周辺の販売業者への影響が大きいと考えられる場合、詳細調査を行い問題があれば厳正対処する⑥注意を行った後も一定期間、販売価格や仕入価格等を報告させ調査を継続し、問題があれば早期に対処する⑦複数のＳＳを運営する事業者に対して直接注意を行う際はＳＳ責任者ではなく本社責任者を呼び出すことなどとなっています。

全石連は、今回の改定を受けて、実効性ある事案処理が担保されるかどうかを把握・注視するため、全国の石油組合・組合員に対し、不当廉売が疑われる廉売事案の積極的な申告を促しています。

2年連続で180億円の補正獲得 23年度当初予算は70億円

脱炭素社会における燃料安定供給対策など

政府は11月8日に22年度補正予算を閣議決定し、年末までの臨時国会で可決成立し、12月23日には23年度当初予算案も決定し、石油流通業界向けに69・7億円を閣議決定しました。

カーボンニュートラル（CN）社会に向けたSSの事業再構築・経営力強化を後押しし、石油製品の安定供給体制を確保するため、SSの設備投資や人材育成や、石油の安定供給基盤となっているSSネットワークの維持・強化に向け、石油販売業者の事業再構築やSSの経営力強化を図っていく方針です。

補助対象設備は、①ペーパー回収設備②地下タンク・配管更新工事③地下タンク撤去・漏洩防止対策工事④省エネ型洗車機⑤官公需システム⑥POSシステム⑦省エネ型タンクローリー⑧セルフSSのタブレット型給油システム⑨灯油タンクスマートセンサーの9つの設備・機器に加え、老朽化が進んでいる⑩中核SS自家発電設備更新支援。また、⑪SSの総合エネルギー拠点化・デジタル化に対応した人材育成支援も併せて行うこととしました。

2022年度補正予算、23年度当初予算案
のポイント(石油流通関係分)

単位: 億円

	23年度	
	22補正	23当初
SSの事業再構築・経営力強化事業 (21年度は脱炭素社会における燃料安定供給対策事業費)	180.0	
①ガソリンペーパー回収設備 ②地下タンク・地下配管更新工事 ③地下タンク撤去・漏洩防止対策工事 ④省エネ型洗車機 ⑤官公需システム ⑥POSシステム ⑦省エネ型ローリー ⑧タブレット端末型給油システム(セルフSS) ⑨灯油タンクスマートセンサー	180.0	
I. SSの災害対応能力等の強化		9.7
1. 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費		6.7
(1) SS等における災害対応能力強化に係る設備導入支援		
①地下タンクの入れ換え・大型化 ②ペーパー回収設備の導入支援 ③自家発電設備の入換(新規)		
(2) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業		
2. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費	2.5	3.0
①石油タンク等利用促進事業 ②普及啓発事業		
II. 離島・SS過疎地対策、地域における新たな燃料供給体制構築		49.5
1. 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費		43.4
(1) 離島のガソリン流通コスト対策事業費		29.5
(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		1.7
(3) 環境・安全対策等		12.2
①漏洩防止対策(FRPライニング等) ②地下タンク等の撤去 ③地下タンクの効率化等 ④検知検査		
2. 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費		6.1
(1) 先進的SS事業モデル構築等支援事業		
①先進的SS事業モデル構築支援事業 ②技術開発等支援事業		
(2) 自治体によるSS承継等に向けた取り組みの支援事業		
①燃料供給に関する計画策定支援事業 ②燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援事業		
III. 石油製品の品質確保		10.6
1. 石油製品品質確保事業		10.6
(1) 石油製品品質確保事業(石油製品の試料分析など) (2) 石油流通システム構築事業		
	182.5	69.7
	合計252.2	

令和 5 年度税制改正大綱決定

農林A重油の免税・還付は5年延長

令和 5 年度の与党税制改正大綱が12月16日に決まりました。3月末に適用期限が終了する農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税および還付制度については、これまでの適用期限 3 年から 5 年に延長することとなりました。従来は 3 年延長が繰り返されてきましたが、今回は異例の 5 年延長となりました。

また、内航運送用船舶燃料や農林漁業用軽油等を対象とする石油石炭税のうち地球温暖化対策税分の還付措置については、3 年延長となりました。さらに、中小企業関係税制のうち中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は 2 年延長です。

第26回参議院議員選挙

神奈川選挙区から与党 3 名当選

令和 4 年 7 月10日に第26回参議院議員選挙が行われ、政権与党である自民党が63議席、公明党が13議席を獲得し、非改選議席を含めると、与党が146議席となりました。

神奈川選挙区は自民党から 2 名の候補者を出す非常に厳しい選挙となりましたが、自民党の三原じゅん子候補、浅尾慶一郎候補、公明党の三浦のぶひろ候補の与党候補者は、全員当選しました。

浅尾慶一郎議員は、新たに自民党石油流通議員連盟に加入いただき、神奈川県議連メンバーは10名となりました。

神奈川県石油政治連盟 役員

(敬称略)

役職名	氏 名	組 合 役 職	役職名	氏 名	組 合 役 職
名誉会長	戸 原 秀 之	理 事 長	常任委員	荒 井 優 子	副 理 事 長
会 長	大 庭 大	副 理 事 長	監 事	笠 間 正二郎	監 事
副 会 長	吉 山 昌 秀	副 理 事 長	監 事	加 藤 貴 之	監 事
副 会 長	矢 崎 一 郎	副 理 事 長	特別顧問	森 洋	特別顧問理事
常任委員	近 藤 雅 修	副 理 事 長	相 談 役	木 所 章	相 談 役 理 事
常任委員	宇 山 晃 弘	副 理 事 長	会計責任者	植 栗 正 光	専 務 理 事

神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地 区 の 範 囲	氏 名	会 社 名	組合支部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	戸 原 秀 之	双葉石油(株)	横 浜 中 央
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦産(株)	横 浜 中 央
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎 藤 康 治	喜久興産(株)	横 浜 東
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	兵 藤 忠 洋	(有)兵藤商事	神奈川南部
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大 貫 芳 夫	(有)大貫商事	横 浜 中 央
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露 木 俊 光	(株)露木商会	横 浜 中 央
7	横浜市港北区・都筑区	菅 沼 誠 司	久良岐屋石油(株)	横 浜 東
8	横浜市青葉区・緑区	横 溝 将 博	横溝石油(株)	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴 澤 順 之	巴商事(株)	川 崎 中 央
11	横須賀市・三浦市	大 庭 大	湘南菱油(株)	神奈川南部
12	藤沢市・高座郡	富 田 修 平	(株)遠藤石油	新 湘 南
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	笠 間 正二郎	(有)笠間商店	高 座
14	相模原市(南区の一部と緑区を除く)	小 川 美智男	(有)小川石油	相 模 原
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	出 口 敬 純	出口商事(株)	新 湘 南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(南区の一部と緑区)	原 寿 美	(株)原商会	厚 木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	中 村 義 夫	(株)ナカネン	足 柄
18	川崎市高津区・宮前区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北

※令和4年12月27日現在。次回の衆議院選挙区では選挙区が20区となります。

自民党石油流通問題議員連盟 神奈川県選出議員

(敬称略)

選挙区	氏名	議員連盟役職
衆議院 神奈川2区	菅 義 偉	参与
〃 3区	中 西 健 治	
〃 10区	田 中 和 徳	会長代理
〃 13区	甘 利 明	顧問
〃 14区	赤 間 二 郎	
〃 15区	河 野 太 郎	常任幹事
〃 17区	牧 島 かれん	
〃 18区	山 際 大志郎	事務局長
参議院 神奈川選挙区	島 村 大	
〃	浅 尾 慶一郎	

〈きりとりせん〉

**油政連
新会員募集**

年会費（一口当たり） 個人会員 8,000円
法人会員 9,600円

〈法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります〉

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加 入 申 込 書

神奈川県石油政治連盟
会 長 大庭 大 殿

令和 年 月 日

Ⅰ 個人会員として申し込みます		Ⅱ 法人会員として申し込みます	
ふりがな		ふりがな	
氏 名		会社名・代表者	
現 住 所	(〒)	現 住 所	(〒)
電 話		電 話	
会 社 名	(役職)	加入営業所数	ヶ所
		担 当 者 名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-228-8757

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒	[電話	]
----------------------	---	-----	---

不正軽油ホットライン

TEL
FAX

045 (210) 2380

ふ せ い は ゼ ろ

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日及び年末年始を除きます)

こんなときは不正軽油の可能性があります。
情報をお寄せください。

- 著しく廉価な軽油の売り込みがあった！
- 排気ガスの色が黒っぽい！
- 給油後エンジンの調子が悪くなった！
- 購入先の連絡先が携帯電話である！
- 代金の支払方法が現金払いである！



神奈川県不正軽油対策協議会

神奈川県不正軽油対策協議会では、軽油を使用される方に対して不正軽油を購入・使用しないよう広報・啓発活動を行っています。

また、県民の皆様から不正軽油に関する情報を広く集めるため、「不正軽油ホットライン」を設置し、情報の収集に努めています。寄せられた情報は、不正軽油撲滅のために活用しています。

神奈川県石油業協同組合・(一社)神奈川県トラック協会・(一社)神奈川県バス協会
(一社)神奈川県建設業協会・第三管区海上保安本部・関東運輸局神奈川運輸支局

神奈川県警察・神奈川県